

まずお読みください

- 1 入札書等の必要書類は、必ず郵送で提出してください。入札期間の経過後に提出（配達）された入札書は全て無効になります（入札期間内必着）。
- 2 公売保証金提供期間内における公売保証金の入金が確認できない場合、入札は無効になります。公売保証金については、必ず公売保証金提供期間内に府中市が指定した金融機関の口座に入金してください。
- 3 公売公告等の写しについては、次の場所で閲覧できます。
 - ・府中市市民部納税課（府中市役所おもや2階）
 - ・東京都主税局徴収部（都庁第一本庁舎23階南側）
- 4 公売手続の詳細については、府中市ホームページのほか、東京都の公売案内（[郵送受付による公売（不動産）|公売情報|東京都主税局](#)）を参照してください。
- 5 入札に参加するに当たっては、公売公告で公売財産の所在地、権利関係等を確認するほか、管轄の法務局で不動産登記簿を閲覧するなどして、公売財産に関する情報を確認してください。併せて、現地の物件状況を確認することをお勧めします。
- 6 公売財産が不動産である場合、府中市はその引渡しについて義務を負いません。公売財産の前所有者、公売財産を使用していた第三者等に対して公売財産の明渡しを求める場合、買受人が手続を行う必要があります（明渡しに関する合意が得られないときには民事訴訟によらなければならぬ場合があります）。
- 7 公売財産内の動産類の撤去については、買受人が行う必要があります。その場合に、当該動産類の所有者と適宜協議する必要のあることがあります。動産類の撤去及び当該動産類の所有者との協議について、府中市は関与しません。
- 8 隣接地との境界について、隣接地所有者との協議等を要する場合、買受人と当該隣接地所有者との間で協議等を行ってください。府中市は関与しません。
- 9 府中市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- 10 買受人が、公売財産の買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

11 公売公告後に、公売が中止になる場合があります。入札に参加するに当たっては、必ず事前に公売中止の有無を確認してください。

12 不明な点については、府中市市民部納税課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

府中市市民部納税課滞納対策係

所 在 地:東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所おもや2階

電話番号:042-335-4460、4462

メ ー ル:nouzei01@city.fuchu.tokyo.jp